

「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震にかかる災害救助法適用地域」 の世帯の学生の皆さんへ（日本学生支援機構奨学金のお知らせ）

このたびの東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震の災害により罹災し、災害救助法の適用を受けた地域世帯の学生で、日本学生支援機構奨学金を希望する学生は5月19日(木)までに学生課（神戸三田キャンパス・西宮聖和キャンパス・大阪梅田キャンパスの学生は各所属学部・研究科事務室）までご相談ください。

（上記期限を過ぎた場合でも、随時ご相談ください）

記

○災害救助法の適用地域

岩手県、宮城県、福島県、青森県、茨城県、栃木県、千葉県、長野県、新潟県の各市町村。詳細は学生課（神戸三田キャンパス・西宮聖和キャンパス・大阪梅田キャンパスの学生は各所属学部・研究科事務室）にてご確認ください。

※災害救助法の適用を受けない近隣の地域で、同等の災害にかかった世帯の学生並びに家計支持者の勤務先が対象地域にあり、勤務先が罹災し就業に支障をきたしている世帯に属する学生も対象となります。

※ 事務取扱時間は平日8:50～11:30、12:30～16:50、土曜日8:50～12:20です。

以 上